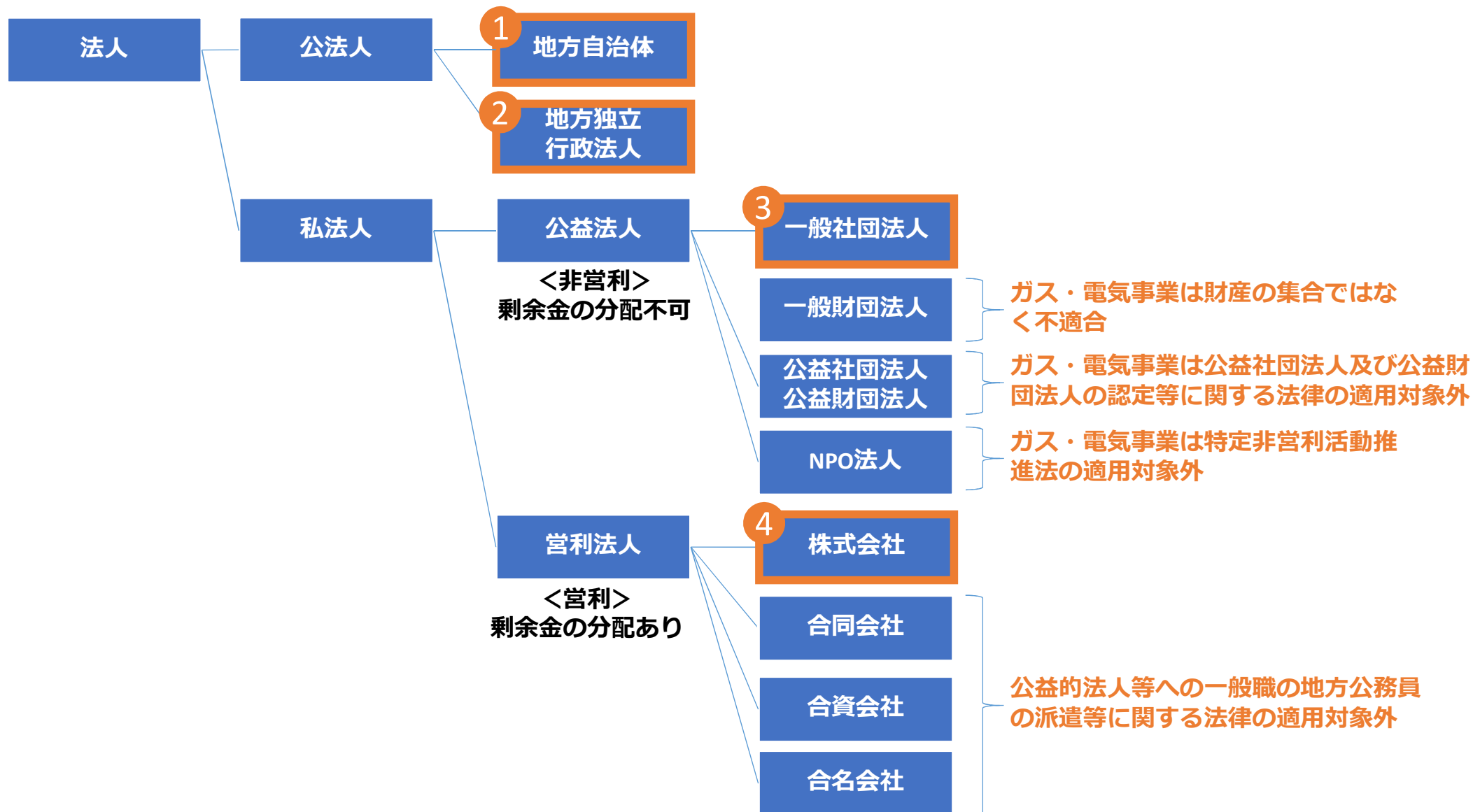


経営形態の種類

1 制度的に選択肢となり得る可能性のある法人の種類

- 制度上、本市事業の経営形態となり得る可能性がある法人の種類を検討
- 地方自治体、地方独立行政法人、一般社団法人、株式会社の4つ



2 経営形態の種類

- 考えられる経営形態の種類は次のとおり
- 経営形態の特徴の比較について資料5にまとめる

方式	経営形態	概要
現状維持	地方公営企業	・市が経営する企業
公の施設の管理代行	指定管理者制度	・市が指定した指定管理者が公の施設の管理を代行 ・宅内ガス管、発電事業用施設は対象外
運営権の設定	コンセッション方式	・施設の所有権は市が保有 ・施設の運営権を民間に設定
組織の民営化	地方独立行政法人（非公務員型）	・企業局が法人形態に移行 ・職員も法人職員に移行
資産・運営権の譲渡	一般社団法人（市出資あり）	・市と民間で社団法人を設立
	株式会社（市出資あり）	・市と民間で営利法人を設立
	株式会社（市出資なし）	・民間法人に事業譲渡

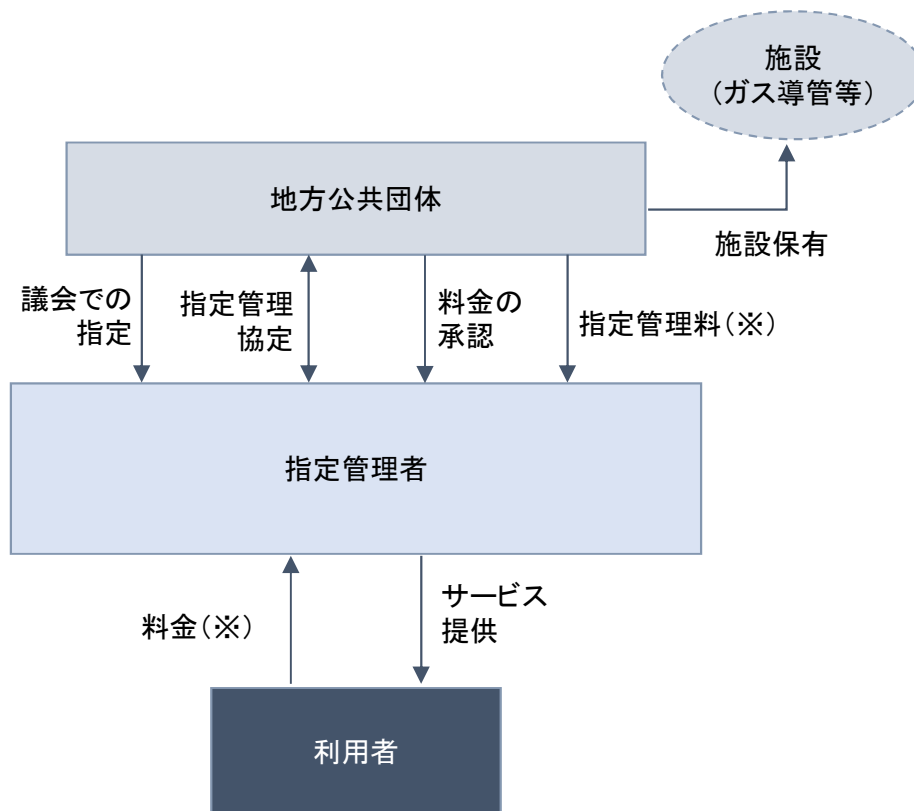
【参考】経営形態の種類①（指定者管理者制度）

- 地方公共団体の長が公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに、法人その他の団体を指定管理者に指定し、公の施設の管理を行わせる制度

指定管理者制度の概要

項目	内容等
根拠法	・地方自治法
対象事業	・公の施設の管理 (ガス施設は該当、発電施設は非該当)
管理主体	・民間事業者、NPO法人等
条例で定めるべき事項	・指定の手續（申請、選定、事業計画の提出等） ・管理の基準 ・業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、使用許可）
料金	・公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる

指定管理者制度のスキーム例



(※) 指定管理者が管理を行うための必要経費は、①全て利用料金で賄うケース、②全て設置者である自治体からの指定管理料で賄うケース、③指定管理料と利用料金を併用するケース、の三通りの選択があり得る

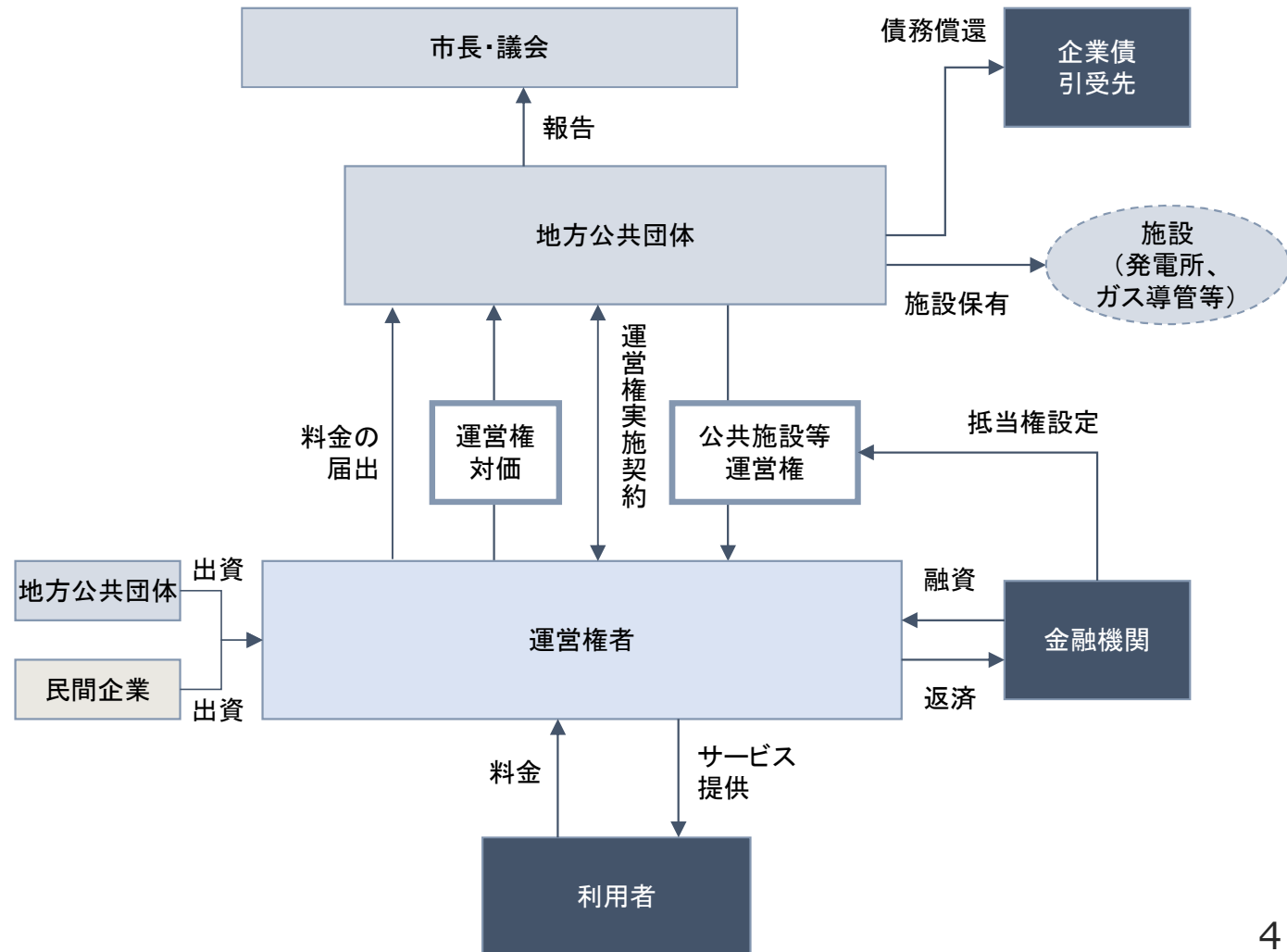
【参考】経営形態の種類②（コンセッション方式）

- 利用料金の徴収を行う施設の所有権を地方公共団体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

コンセッション方式の概要

項目	内容等
根拠法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
対象事業	空港、上下水道、道路、公営住宅、文教施設、MICE施設、ガス施設など利用料金の徴収を行う公共施設
料金	公共施設利用者などからの利用料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収する「独立採算型」
運営権対価	民間事業者が運営権取得に対して公共団体等に支払う対価
抵当権	運営権を物件とみなし、抵当権設定が可能

コンセッション方式のスキーム例



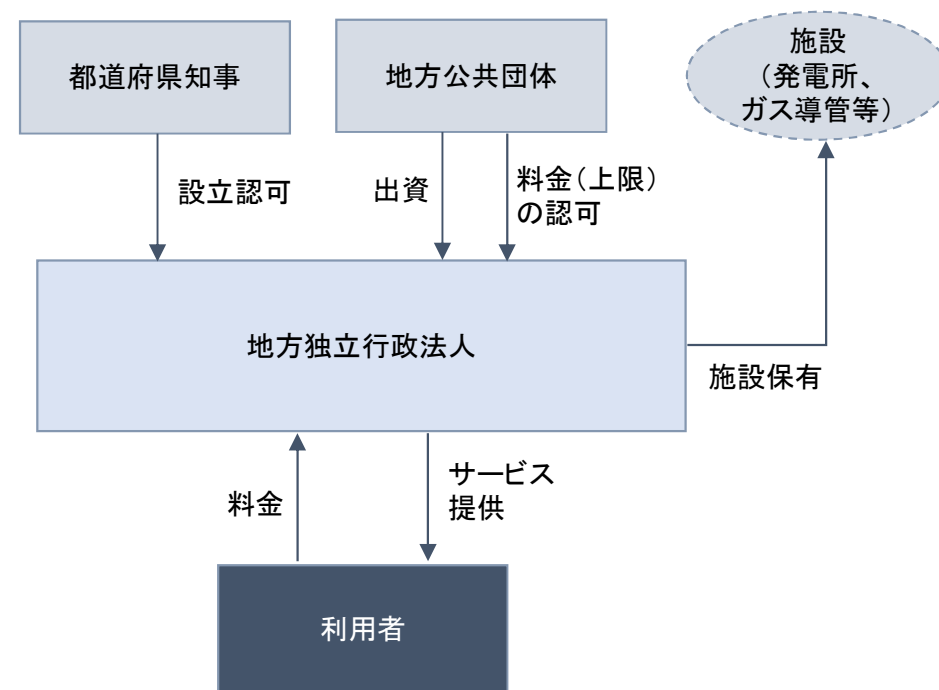
【参考】経営形態の概要③（地方独立行政法人）

- 地方公共団体が直接実施する必要がない事業で、民間に委ねた場合に必ずしも実施されない恐れのあるものを効率的・効果的に行うため、地方公共団体が設立する法人

地方独立行政法人の概要

項目	内容等
根拠法	・地方独立行政法人法
対象事業	・試験研究機関、大学、地方公営企業（電気、ガス、病院など）など ・他業の禁止規定あり
料金	・法人が作成する中期計画（3～5年）に定め、議会の議決を経なければならない
出資	・地方公共団体に限定
職員の身分	・公務員とするものを特定地方独立行政法人、非公務員とするものを一般地方独立行政法人と区分
設立状況	・149事例 ※H31.4.1時点 総務省HP （大学76、病院60、試験研究11、社会福祉1、博物館1）

地方独立行政法人のスキーム例



出典：地方独立行政法人法 および 総務省HP